

長久手市地域自殺対策計画策定について

1 背景

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺を「社会の問題」として認識し、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるが、依然、自殺死亡率は主要先進 7 か国の中で最も高い。

そこで、法施行 10 年を契機に、自殺対策を更に強化し、加速させるため、同法の見直しがなされ、平成 28 年 4 月に改正法が施行され、地域レベルの実践的な取組への支援強化が実施されることとなり、全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされた。

2 目的

自殺対策に関する地方公共団体の取組には温度差があり、自殺対策に関する支援を受けられる人とそうでない人の差が生じていることから、自殺対策に関する地域間の格差を是正し、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるようにする。

3 根拠

自殺対策基本法第 13 条（平成 28 年改正）

4 計画の位置づけ

あらゆる分野の庁内事業に自殺対策の視点を反映させ、地域づくりを進めるため、全庁的な取組とする。

本計画を策定するにあたり、国のガイドラインにおいては、地域福祉計画等、他の計画の一部として位置づけることも可能としている。

5 計画期間

平成 31 年度～平成 35 年度

6 策定スケジュール

平成 30 年度末までに策定

7 地域福祉計画との協働

- (1) 本計画を、第 2 次地域福祉計画内に位置づけること。
- (2) 市民ワーキング等の同時実施
- (3) アンケートに自殺に関する項目を加えること
- (4) 職員ワーキング等の同時実施（事業洗い出しについて等）